

第5回サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会
議事要旨

1. 開催日時： 8月3日（水）9時00分～11時00分

2. 場所： オンライン開催

3. 出席者

（委員）

松井智予座長、池田委員、江良委員（前半のみ）、佐藤委員、鈴木委員、武井委員、田中委員、富吉委員、名越委員、成岡委員、則松委員、福原委員、松井秀征委員、山田委員、

（経済産業省）

柏原ビジネス・人権政策統括調整官、豊田大臣官房ビジネス・人権政策調整室長

（オブザーバー）

外務省総合外交政策局人権人道課、法務省大臣官房国際課、厚生労働省大臣官房国際課、金融庁総合政策局総務課、農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ、総務省大臣官房総務課、財務省大臣官房総合政策課政策推進室、国土交通省総合政策局国際政策課

4. 議事要旨

事務局より配布資料の説明を行った後、自由討議を行った。委員から出された指摘の概要は以下の通り。

○自由討議 ①ガイドライン（案）について

<全体に関する意見>

- 労働組合の関与の明記は重要であり、明記いただき感謝する。企業が建設的な労使関係を結べていれば、安全衛生や差別・ハラスメント防止につながる。企業が意識をもつことが重要。そのような事例の記載を増やしていただきたい。
- サプライチェーン上のどこかの現場で、労働組合の結成が妨害されることもあり、労働者の基本的人権のうち、最も基礎的なものとして、結社の自由、団結権、団体交渉権が人権として存在しているということを、ガイドラインの中でもっと強調してもよいかと思う。
- ガイドラインの中で、建設的労使関係は日本の強みであると記載がある。実態として全てがそういう関係でない場合もあるが、強みであると書くことによって、建設的労使関係の重要性がより一層認識され、広がっていくということ期待している。もしそのような認識が薄いような企業があれば、行動の変化を促すようにしてほしい。
- ガイドラインの策定はもちろん重要だが、一般論では方針を示し切れない部分もあり、今後、政府には、個別ケースに沿った企業の支援についてもご対応をお願いしたい。
- ガイドラインに基づいた取組を第三者的に証明することが今後重要ではないか。ガイドラインに沿った取組をどういう形で認証・評価をしていくのかがガイドラインの活用という面で議論となるだろう。アワードのような形をとることも一案である。例えばSDGsでは、内閣総理大臣表彰をトップとしたジャパンSDGsアワードが設けられており、取組を好事例として紹介して

いる。このような仕掛けを今後期待している。

- 具体的方法を示すサポートツールや、中小企業の人権対応をアドバイス・コンサルする仕組みの構築等を検討いただきたい。
- 指導原則 23(c)では、どこで事業を行うにしても、重大な人権侵害を引き起こす、または助長することのリスクを法令遵守の問題として扱うと明記されている。これは事業環境の中には紛争影響地のように、重大な人権侵害に企業が加担するリスクを高めるものがあり、その場合に、各国の域外民事請求や刑事責任等々もあり得ることを意味する。少なくとも紛争影響地域では常にハイリスクであるということを企業にリマインドしていただきたい。マルチステークホルダー等の外部の信頼できる専門家との協力が重要であると記載することを検討いただきたい。
- このガイドラインについての照会先を明記していただきたい。
- 指導原則に関して、テキストと解説が合わさった冊子の日本語版がないので、冊子の形で普及させることも検討をお願いしたい。

<ガイドライン（案）各項目への意見>

- 1: 「多くの困難な難題に直面」と「難しい」を意味する語句が連続しており、日本語の精査が必要。全体を今一度見直すべき。
- 2.1.2.1: 団結権、団体交渉権について、いつでも労働者が声を上げられることが重要であり、形式的記載にとどまらずにそういった意義の記載が必要ではないか。
- 2.1.2.1: 強制労働の定義の全てを記載することは難しいので、脚注のILOの資料等を記載いただいているが、英文のものが多い。翻訳があればより良い。
- 2.1.2.1: 外国人労働者で問題となる就職斡旋費用等の問題は分かりにくいところ。具体的事例があればより理解が深まると考える。
- 2.1.2.1: 7月28日の国連総会で、清潔で健康的かつ持続可能な環境で暮らす権利が採択された。日本政府も賛成していると認識している。ビジネスと人権の境界で非常に大きな話題となっている。ぜひ明記いただきたい。
- 2.1.2.1: 先住民の権利について、後半でFPICに触れていただいているが、人権の範囲にも記載をお願いしたい。
- 2.1.2.1: ILO 中核的労働基準について、脚注に「安全で健康的な労働環境」があるが、これについては、今年のILO総会で新たに加わったもので、十分に認識されていないかもしれない。本文に記載することを提案する。
- 2.1.2.1: 人種、障害の有無、宗教と並べて、「出自」を足せないか。国内の課題として未だ同和問題があり、中小企業でもそのことを人権問題として受け止める機会になる。
- 2.1.2.1: 「人権の保護が弱い国・地域におけるサプライヤー等においては、...特に留意が必要であり」、「各国の法令で認められた権利や自由は侵害してはならず」、「各国の法令は遵守しても人権尊重責任を果たしているとは限らず」という部分について、やや理解しづらい。消極的な侵害のケース（人権を保護する法制度がない国）と、積極的に侵害しているケース（宗教・ジェンダー等）がある。法令を遵守すると人権侵害に加担する場合においては、国際的な法の人権基準に則るべきであると書き分けをしたほうがよいのではないか。
- 2.1.2.1: 各国法令順守と人権尊重責任が同一でないときの対応について、矛盾する状況下で具体的にどう判断して対応したらよいかについては、企業にとって非常にセンシティブで難しい判断である。受け止め方によっては、法令遵守をおろそかにしているとの批判にもつながる。現段階で具体的に書くのは難しいと思料され、一般的な書き方にしていただきたい。一方で、

今後、政府の役割として、こういう微妙な個々のケースへの企業に対する支援体制を強化していただきたい。

- 2.1.2.1：国際法、国際基準と国内法とのギャップは企業が非常に困るところであるため、具体的に気をつけなければいけない点はどのような点なのかといったことが少しでも書かれていると、非常に参考になるだろう。
- 2.1.2.3：「ステークホルダーの例としては、例えば、自社及び取引先、自社及び取引先の従業員、（以下略）」と記載があるが、自社はステークホルダーではない。また、従業員については、自社だけではなく、グループ会社の従業員も含まれるだろう。ここは、例えば「取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員」と書くのがよいのではないか。いま一度、精査をお願いしたい。
- 2.2.4：優先順位について、企業の意識が、直接の取引先というファーストステップで止まってしまうのではないかという懸念もある。ガイドラインに最終目標として書かれているように、自社・グループ会社及びサプライヤー等、取り組むべき人権尊重の取組は、直接の取引先に限らず、二次下請以降など、あらゆるビジネス上の関係先に及ぶという認識が共有されることが必要。優先順位をつけていくことについては理解するが、ぜひ、ファーストステップ（自社及び直接の契約関係への対応）で終わってしまわないように周知していただきたい。
- 4.1.2.2：ジェンダーに関するレポートに脚注であっても触れていただいたのは良かった。ただこの資料は英語なので、今後和訳等も進めてもらえれば幸いである。
- 4.1.2.4：紛争等の影響を受ける地域の事例について、地域の人々への人権侵害と企業がどう関連するか記載をするべき。紛争そのものとの関わりではなく紛争に関連する人権侵害の記載とわかるように記載するべき。
- 4.1.2.4：事例について、安全確保のため専用バスで移送とあるが、過去にバス自体が乗っ取られる事案もあったので適切とは限らない。むしろリスクが高まる可能性があり良い例とは言えないので再考いただきたい。
- 4.1.2.4：事例について、「（略）反政府組織による人権侵害行為の大きな資金源になっていることが判明する。」とあるが、判明した後のアクションも記載が必要ではないか。
- 4.1.2.4：ミャンマー軍政下においては繊維工場の労働者に対する人権侵害が増加しているという報告もある。紛争影響地域における企業の強化した人権DDの上での責任が事例等で明示されれば、今後のプラクティスに繋がる。
- 4.2.1.3：「なお、事業活動を行う地域の国家等の統治者の関与の下、人権侵害が行われることも（略）、その地域における自社の事業停止や終了が求められるわけではない。他方で、関連性について慎重に検討していくことは必要であり、その結果、事業停止や終了 という判断に至ることも十分に考えられる。」は日本政府オリジナルの記載であるかと思う。このような記載をするのであれば、企業がどのように人権 DD をしていくべきかを記載してほしい。人権侵害をしている国で、企業活動をしていても良いと受け止められないよう、特に英訳には正確性を期してほしい。
- 4.2.2：紛争影響地域での撤退について、通常以上に慎重な判断と記載があるが、強化された人権 DD を実施した上で、撤退するか否かの判断をするべきと記載を改めてほしい。

○自由討議 ②Q&A及びその他について

<Q&Aへの意見>

- Q&A 4番について、「対話、協議を通じて合意を目指すことが求められる」等、表現ぶりを工

夫したほうがよいと思うところが幾つかあり、ご検討いただきたい。

- Q&A 5番について、回答は間違いではないが、もう少し前向きに書いてもよいように思う。例えば、必ずしも人権DDの実施体制が整っていなくても、人権方針を策定することが強く推奨される旨を記載し、次のステップとして、人権DDを実施し、その結果、必要に応じて人権方針を改定するなど、柔軟な対応が求められる、といったような書き方にしたほうが、より前向きな回答になると考える。
- Q&A 6番について、記載順番を変えたほうがより分かりやすくなるのではないか。まず、自社の製品・サービスに関する全ての企業等を把握することが望ましいものの、一般に、その企業等が多いほど、追跡可能性を完全に確保することは容易ではなくなると記載し、その後に、追跡可能性が低い場合は、企業にとってのリスクになり得るということを書いていただき、さらにその後、このような場合には、幅広いステークホルダーエンゲージメントや、(略)、より一層重要となる、とつなげていただいてはどうか。追加的に、業界団体や他の企業と合同で取り組むことが重要といったことを記載すると、流れがよくなると考える。
- Q&A 10番について、取引停止は最後の手段として検討されるが、サプライヤーとの取引を停止しないと、レピュテーションリスク、経営リスクは増大するのではないかというクエスチョンに対して、取引を継続しながら、負の影響の防止・軽減に取り組むことこそが、人権尊重責任を果たすことになり企業のレピュテーションリスクを減少させるとの回答があるが、指導原則19の解説においては、取引先が重大な人権侵害を侵して、他の供給先が見つからず取引を継続し続けた場合、将来的に、取引関係を継続することが招来する結果、評判、財政上または法律上の結果を受け入れる覚悟をすべきであるとされている。最終的にはリスクとなる可能性もあるということであり、回答について精査願いたい。
- Q&A 15番の苦情処理メカニズムについて、本文でもかなり入れていただいているが、苦情処理メカニズムは世界的にも注目をされている分野なので、Q&Aでももう少し突っ込んだ記載が必要。グリーンバンスメカニズムの意義を明確に説明していくべきではないか。
- 前向きな問の設定が求められるという趣旨の発言があったが、それは非常に重要な指摘。現状は、分かりにくいところに現実的な解を与えるという点では一定評価できるものの、こうやったほうがうまくいくのではないかとか、やってみようと思わせるような記載ぶりが必要。
- Q&A 5番はもう少し前向きに書けるのではないか。さらに、7番に関して、例えば、「現地調査が難しい場合取るべき方策はあるか」など、ポジティブに取り組む理由を考えてもらうようなQにしていくとよいのではないか。8番についても、もう少し言い方を換えて、「経営リスクを考慮してしまいがちだが、なぜ人権のリスクから見る必要があるのか」など、問の設定の仕方について検討の必要がある。
- 国内法と国際人権法との間のギャップについて、どのようにしてそのギャップを認識できるのかという点と、ギャップがある場合にどうしたらいいのかというところが、実務上も非常にセンシティブで難しいという御意見があった。どのように取組を行うかはケースバイケースのこともあり難しいが、どのようにそのギャップを認識、特定できるのかというところについては、例えばQ&Aや実務参考資料のような形で示されるとよいと思う。
- Q&A全体について、困ったときに参照すべき政府の方針や、参照資料を紹介することで広く理解が深まり、企業の戸惑いも収まり取り組みやすくなるかと思う。そのような配慮があるとよい。

<その他の意見>

- パブコメの時期とパブコメの期間、意見が上がってきたときに、どのようにフィードバックするのかについて伺いたい。例えば、個別の意見に対して、どのようにコメントバックをして、それを公開するのか、そういった手続について、今分かっている範囲で教えていただきたい。
- パブコメ後、関係省庁の推進会議等の場でオーソライズされるとうかがっていたが、協議の状況や今後のプロセスについてご教示いただきたい。それと併せて、最終化の見通しといったところについて伺えれば有難い。
- 最終案の前の段階でもう一度招集をかけていただくことも一案。喜んで参加する。
- 第5回目検討会（本日）までがスケジュールとして当初案の中には入っていたが、パブコメ後、最終化に至るまでの間に、何か検討会として期待されている役割があるのかというところについて、計画があれば伺いたい。

<事務局からの回答>

- 今後のプロセスについて、パブコメ期間については、3週間程度を念頭に置いて段取りをしている。早めに開始したいと思っているが、検討会后御連絡させていただくようする。その上で、パブコメ意見に対しては、どう対応したかを意見と併せて整理して公表する予定である。意見を反映したガイドラインを、人権担当の中谷総理補佐官の下に設置されている関係省庁会議に報告し、決定をいただいて、クレジットとしては最終的には政府全体のガイドラインになるという段取りを予定している。
- 検討会の役割としてパブコメ案をまとめていただく。その後、経産省でパブコメ手続きを行い、意見については、これまでの議論をまとめていただいている座長ともよく相談させていただきながら、整理・反映させて会議体にかける。今後の検討会開催については現段階では未定である。

<座長によるまとめ>

- 内容に関しては、密度の濃い議論を通し集約できたのではないかと思う。他方、パブリックコメントおよびその集約については、皆さん御懸念であるということは了解している。たくさんの意見があると予想されるが、御意見については、座長において目を通して、事務局とよく相談していくという形とさせていただければ幸いである。それでは、これでパブリックコメントに付す案については御一任をいただくことでよいか。

※委員から異議なし

- ありがとうございます。案の最終的な形、あるいはタイミングについては、事務局から後日連絡させていただく。
- 3月の検討会の立ち上げから5か月間、皆様には積極的に議論に御参加いただき、どうもありがとうございました。検討会としてはここで一区切りとなるが、改めて感謝申し上げます。